

小松市立 能美小学校  
学校いじめ防止基本方針

平成 29 年 4 月改訂

小松市立能美小学校

## 1 いじめに対する基本的な考え方

### 【いじめの定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

### 【能美小学校の基本姿勢】

- いじめは、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」行為であることについて、学校教育全体を通じて、児童一人一人に周知する取組に努める。
- 教職員の日常的な態度が大きな影響力を持つことを十分認識し、児童一人一人を大切にされた指導を行う。
- いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、指導を行う。
- 定期的な調査だけでなく、きめ細かな実態調査に努め、情報の共有のもと、迅速な対応に努める。

## 2 いじめ問題対策チームの構成員と対策チームの役割

### （1）目的

いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめ問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

### （2）構成

校長をトップに、教頭・生徒指導主事・教務主任・当該担任・養護教諭・教育相談担当・心の相談員とする。

### （3）役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
  - ・学校いじめ防止基本方針の作成と見直し
  - ・いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
  - ・取組の実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認
  - ・授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視と情報の共有・報告 等

- ② 教職員のいじめ問題への共通理解・意識啓発と対応力向上
  - ・学校いじめ防止基本方針のすべての教職員に対する周知と啓発
  - ・P D C Aサイクルにおける取組の検証と改善策の共通理解
  - ・各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
  - ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・共有 等
- ③ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発
  - ・学校いじめ対策基本方針の児童や保護者・地域に対する周知と啓発
  - ・児童買いが主体となった取組の推進
  - ・学校におけるいじめの相談窓口の設置と児童・保護者等への周知
  - ・関係機関等との情報交換と相談しやすい関係の構築 等
- ④ 個別面談や相談の状況把握及びその集約
  - ・各種調査や教育相談の進捗状況の把握
  - ・相談事例の集約と内容の分析 等
- ⑤ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
  - ・個別案件対応班の招集と指示
  - ・教職員からの情報収集及び整理 等
- ⑥ 発見されたいじめ事案への対応
  - ・対応の方針の決定及び個別案件対応班への指示
  - ・教育委員会への報告・相談
  - ・対応の進捗状況の確認と関係教職員への助言や支援
  - ・関係機関への協力要請 等
- ⑦ 重大事態への対応
  - ・教育委員会への報告・相談 等

### 3 いじめの未然防止

- (1) 授業改善に関わる取組
  - ・「わかった」「できた」が実感できる授業づくり
  - ・学習指導における積極的な生徒指導(生徒指導の3機能を取り入れた授業づくり)
  - ・「学び合い学習」
- (2) 道徳教育や人権教育の充実
  - ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育の実践
  - ・道徳アンケート(保護者・児童)や道徳カード(めあてとふりかえり)の実施
  - ・情報モラル教育の実施
  - ・人権集会の実施

- (3) 規範意識の育成
  - ・「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした指導方針の提示、「社会の一員」としての責任と義務の指導
  - ・学習規律の徹底（「能美っ子学習のきまり7」等学校研究と連動して）
  - ・生活ふりかえりカードやいじめアンケートの実施
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組
  - ・授業や学校行事の中での異学年交流
- (5) 児童会が中心となる取組
  - ・あいさつ運動
  - ・運営委員による「いじめ」を題材とする創作劇による問題提起、「いじめ0宣言」
- (6) 体験活動を取り入れた取組
  - ・高齢者や地域の人とふれあう活動
  - ・縦割り活動（清掃，給食，8の字跳び等）の取組
- (7) 校内研修の実施
  - ・いじめ問題対策委員会 等
- (8) 家庭や地域と連携した取組
  - ・いじめアンケートを活用した連携
  - ・非行・被害防止講座の実施
  - ・家庭・地域からの相談窓口の設置
  - ・学校説明会での方針の説明

## 4 いじめの早期発見

- (1) 小さなサインを見逃さない取組
  - ・学校生活を通しての児童の観察・理解
  - ・児童一人一人の顔を見て声を聞く健康観察
  - ・日記・ふりかえり・毎日のスピーチ等を活用して，交友関係や人間関係の把握
  - ・教職員相互の積極的な情報交換，情報の共有

### 【学校で分かるいじめ発見のポイント】

○いじめを受けている児童が学校で出すサイン

#### 朝の会

- ・遅刻，欠席が増える
- ・表情が冴えず，うつむきがちになる
- ・始業時刻ぎりぎりの登校が多い
- ・健康観察の声が小さい

#### 授業開始時

・忘れ物が多くなる ・用具、机、椅子等が散乱している ・一人だけ遅れて教室に入る ・涙を流した気配が感じられる ・周囲が何となくざわついている ・席を替えられている

#### 授業中

・正しい答えを冷やかされる ・発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ・責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ・ひどいあだ名で呼ばれる ・グループ分けで孤立することが多い ・保健室によく行くようになる ※不真面目な態度で授業を受ける ※ふざけた質問をする ※プリントやテストを白紙で出す

#### 休み時間

・一人であることが多い ・わけもなく階段や廊下等を歩いている ・用もないのに職員室等に来る ・遊びの中で孤立しがちである ・プロレスごっこで負けることが多い ・集中してボールを当てられる ・遊びの中で、いつも同じ役をしている  
※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行く

#### 給食時間

・食べ物にいたずらされる ・グループで食べる時、席を話している ・その児童が配膳すると嫌がられる ・嫌われるメニューの時に多く盛られる ※好きなものを他の児童に譲る

#### 清掃時

・目の前にごみを捨てられる ・最後まで一人でする ・いすや机がぼつんと残る  
※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人でする

#### 放課後

・衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ・顔に擦り傷や鼻血の跡がある ・急いで一人で帰宅する ・用事がないのに学校に残っている日がある ※他の子の荷物を持って帰る

### ○いじめを行っている児童が学校で出すサイン

#### 授業中

・文房具を本人の許可もないのに勝手に使っている ・プリント等の配布物をわざと配らなかつたり、床におとしたりする ・自分の宿題をやらせている ・指名されただけで目配せし、嘲笑する ・後ろから椅子を蹴ったり、文具等で身体をつついたりしている ・授業の後片付けを押し付けている

#### 休み時間

・嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ・けんかするように仕向けている  
・移動の際等、自分の道具を持たせている ・平気で蹴ったり、殴ったりしている

#### 給食時間

- ・配膳させたり，後片付けさせたりしている
- ・自分の嫌いな食べ物を押し付ける
- ・自分の好きなものを無理矢理奪う

#### 清掃時

- ・雑巾がけばかりさせている
- ・雑巾を絞らせている
- ・机をわざと倒したり，机の中のを落としたりする

#### 放課後

- ・自分の用事に付き合わせる
- ・待たせて一緒に帰る

### ○注意しなければならない児童の様子

#### 動作や表情

- ・活気がなく，おどおどしている
- ・寂しそうな暗い表情をする
- ・手遊び等が多くなる
- ・独り言を言ったり，急に大声をだしたりする
- ・視線を合わさない
- ・教師と話すとき不安定な表情をする
- ・やる気を失う
- ※言葉遣いが荒れた感じになる

#### 持ち物や服装

- ・教科書にいたずら書きをされる
- ・持ち物，靴，傘等を隠される
- ・刃物，危険なものを所持する
- ・服装が乱れたり破れたりしている

#### その他

- ・日記，作文，絵画等に気にかかる表現や描写が表れる
- ・教科書，教室の壁，掲示物等に落書きがある
- ・教材費等の提出が遅れる
- ・インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる
- ・SNSのグループから故意に外される
- ・飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする
- ・下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている
- ※校則違反，万引き等の問題行動が目立つようになる
- ※印 無理にやらされている可能性のあるもの

### (2) 定期的なアンケート調査の実施

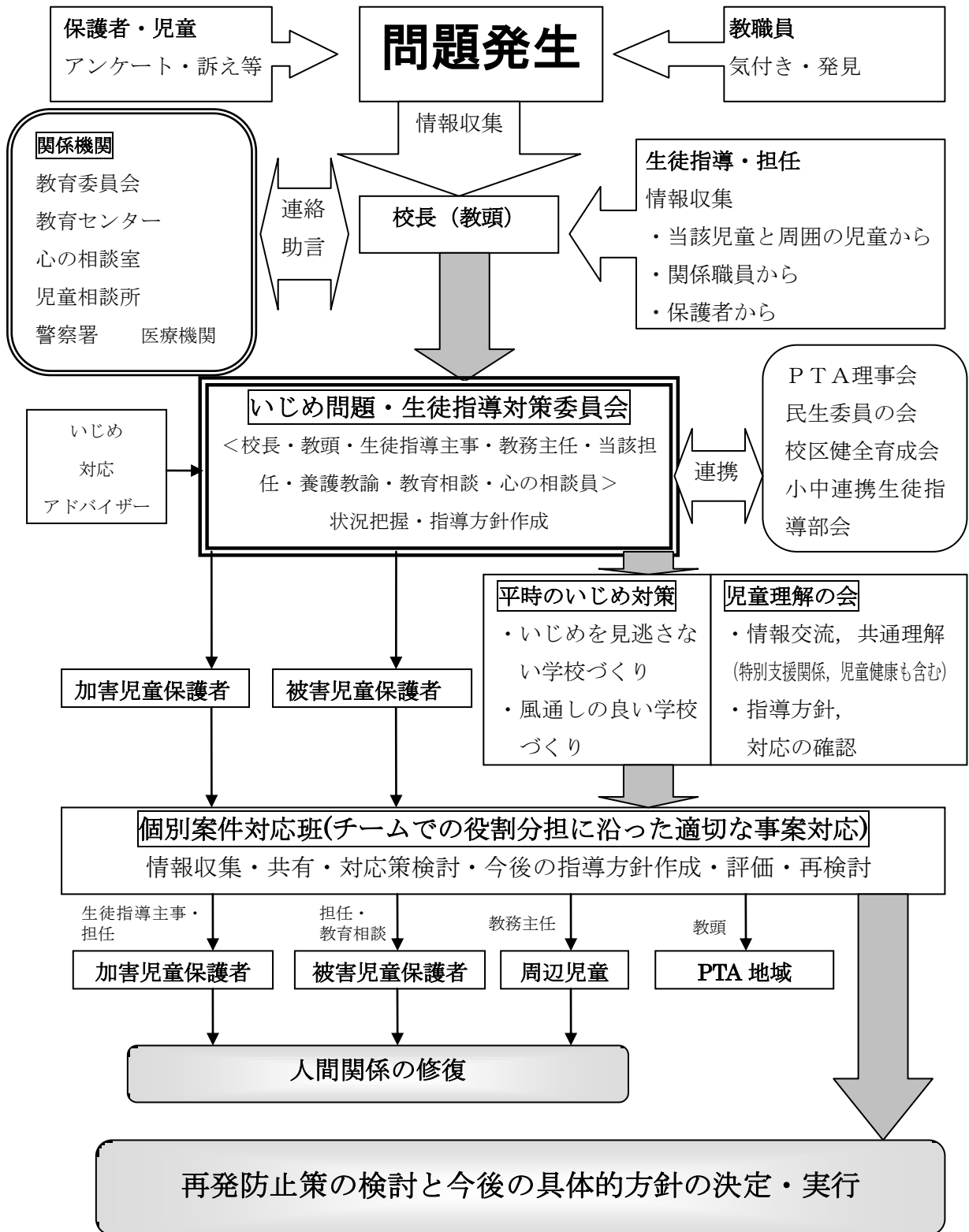
- ・いじめアンケートの実施

### (3) 教育相談体制の充実

- ・アンケート後の面談の実施
- ・いじめを訴えやすい雰囲気づくり
- ・児童・保護者・教職員が，抵抗なくいじめに関して相談できる体制づくり
- ・児童理解の会
- ・保健室・こころの相談室等の利用についての周知
- ・進級・進学時の情報の確実な引き継ぎ

## 5 いじめに対する措置

### (1) いじめに対する組織的な対応



※いじめが発生した場合、「いじめに関する報告書」を作成し、事案の内容、調査の結果、指導の結果を市教委へ報告する。

(2) いじめられている子供への対応

- ・いじめられている子供を必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させる。教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・一人で悩まず、友達や保護者、教職員等に相談することを指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握する。子供の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめた子供の謝罪だけで問題が解決したととらえず、その後の行動や心情を継続して見守る。
- ・子供の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

(3) いじめられている子供の保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり来校を求めたりして、話し合いの機会を早急に持ち、対応策について協議する。学校として、いじめられている児童を守り通すことを十分に伝える。
- ・学校が把握している実態や経緯等を隠さず保護者に伝える。
- ・学校での様子について、家庭に連絡するとともに、必要に応じて面談や家庭訪問を行い、解決するまで継続的に保護者との連携を図る。
- ・緊急避難として欠席も認めることを伝える。
- ・子供の様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

(4) いじめている子供への対応

- ・いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子供からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめの態様によっては、犯罪にあたる場合があることを十分理解させる。
- ・いじめた子供の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。



- ・指導によりいじめが解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

- ・いじめた子供の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を持ち、必要に応じて関係機関を紹介する等、適切に対応する。

- ・保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子等を明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。

(5) いじめている子供の保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子供の保護者の辛く悲しい気持ちに気付かせる。

- ・教師が仲介役になり、いじめられた子供の保護者と協力して、いじめを解決するための保護者同士が理解し合うように要請する。

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の態度を示すとともに、家庭でも十分に言い聞かせてもらうよう要請する。

- ・子供の変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について本人や保護者を一緒に考え、具体的に助言する。

(6) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題をして捉えさせ、たとえいじめを止めることができなくてもだれかに知らせる勇気を持つよう伝える。

- ・同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

- ・学級全体で話し合う等して、いじめは絶対に許されない行為であり、いじめをなくするという態度を行き渡らせるようにする。

(7) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

〈未然防止・早期発見について〉

- ・学校や地域に実態・児童の発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においても理解を求めていく。

- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。

- ・保護者は、防災・防犯等特別な目的のために使用する場合を除き、携帯電話を所持させないように努める。所持させる場合は、フィルタリングサービスの利用を徹底する。

〈「ネットいじめ」の対応について〉

- ・その性質上、より速やかで適切な対応を行う。直ちに、保護者や関係機関に連携を求める。

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、いったん保存した上で、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉棄損やプライバシー侵害等がある場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求める等必要な措置を講じる。必要に応じては、警察や地方法務局の協力を求める。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と報告

#### ① 重大事態の意味

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童が自殺を企図した場合 ・体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

○相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・「相当の期間」の目安は年間30日
- ・一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会・学校の判断により迅速に調査に着手

#### ② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

### (2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策委員会が母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導のもと、調査する。

いつ(いつ頃)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた児童を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

### (3) 調査結果の提供及び報告

- ・調査によって明らかになった事実関係について、教育委員会に指導のもと、いじめを受けた児童及びその保護者に対して説明する。
- ・調査結果について教育委員会に報告する。いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書を調査結果に添える。